

eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）利用による
宅建士証交付のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。
[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\) \(外部サイトヘリンク\)](#)
- eMLITで宅地建物取引士関係手続を行うには「eMLITアカウント」又は「GビズIDプライム」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。
[eMLITアカウントを取得する](#)
[GビズIDアカウントを取得する](#)

★ 宅建士証交付申請に当たり、法定講習（下記いずれかの指定団体による講習（座学又はWeb））を受講する必要がある方は、原則として、このシステムによるオンライン申請はできません。
受講される法定講習指定団体へ宅建士証交付申請の取扱いについてお問い合わせの上、ご対応ください。

【法定講習実施団体】

- ① （公社）鹿児島県宅地建物取引業協会 ・電話番号：099-252-7111
- ② （公社）全日本不動産協会鹿児島県本部 ・電話番号：099-813-0511

2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「申請情報」の「申請先」は「（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 「添付ファイル」とされている「(c) 法定講習受講証明書（法定講習受講の場合）」についてはアップロード不要です。
また、「(b) 県外法定講習受講証明書（他の都道府県において実施される法定講習を受講する場合）」については、他の都道府県において実施される法定講習を受講した場合のみアップロードしてください。
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「.jpg, .jpeg, .pdf, .xlxs, xls, .docx 又は.doc」に限られますのでご注意ください。
- ただし、「顔写真」については、申請前6か月以内に撮影した「肩から上、無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真（縦横比1.25：1）」を、jpg又はjpeg形式でファイル化したものを「添付ファイル」の「顔写真」の箇所にアップロードしてください（pdf形式では対応できません）。

3 交付申請手数料について

- 交付申請手数料4,500円は、鹿児島県収入証紙又は現金書留若しくは口座振込により納付していただくこととなりますが、納付方法や納付時期については、オンライン申請の申請先である（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会にお問い合わせください。

【お問合せ・証紙送付先】

〒890-0052 鹿児島市上之園町24番地4

（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会研修部 ・電話番号：099-252-7111

4 宅建士証の交付を郵送で希望される場合の取扱いについて

- 宅建士証の交付を郵送で希望される方は、申請画面の「備考欄（申請者・審査者が閲覧可能）」に『宅建士証については郵送を希望します。』と入力の上、460円分の切手（簡易書留料金）をオンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷して同封の上、（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会（住所・連絡先は上記3に同じ。）へ郵送（簡易書留を推奨）してください。

5 宅地建物取引士証の返納について

- 申請の種類が「更新」又は「登録移転」である方で、現に宅地建物取引士証を所持している場合は、宅地建物取引士証（原本）を返納していただく必要がありますので、新たな宅地建物取引士証の受領後に、現に所持している宅地建物取引士証を（公社）鹿児島県宅地建物取引業協会（住所・連絡先は上記3に同じ。）へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

6 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

- ・受付時間

平日8：30～18：15（12：00～13：00，土日祝日，年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが，受付時間外は翌開庁日に対応します。

- ・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりづらい場合がありますので，システムから，もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp